平成２３年（フ）第１０３１２号
東京都渋谷区本町５丁目42―15―101
破産者　本橋慎太郎
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０号
東京都東久留米市前沢１丁目５番27号サニーヒルズ前沢402
破産者　河村　淳一
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
東京都小平市御幸町124番地
破産者　有限会社上森組
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
東京都武蔵村山市神明４丁目６番地の１パーシモンヒルＢ101号
破産者　上森　勝敏
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
東京都武蔵村山市神明４丁目６番地の１パーシモンヒルＢ101号
破産者　上森　正利
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５９号
東京都昭島市拝島町３丁目11番６―403号
破産者　奈良　好子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６０号
東京都羽村市羽加美４丁目14番11号フォーレスト羽村103
破産者　大金　嘉夫
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６４号
相模原市緑区寸沢嵐786番地５第３レイクハイツ103、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市台町３丁目27番22号リフレここのえ303号
破産者　北島　浩子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６２８号
横浜市港北区日吉７丁目16番３号
破産者　有限会社セレクト
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７号
神奈川県大和市南林間６丁目１番９―102号
破産者　有限会社ミツヤ
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２号
横浜市都筑区長坂１丁目34番地
破産者　有限会社バーテクス
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号
広島県福山市千田町大字千田2422番地５
破産者　有限会社一晴
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市中山町1871番地１　レオネクストロイヤルＫリリハ104号
破産者　檜垣　匡広
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目15番地15　中間アパート201号
破産者　山田　休作
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
千葉市花見川区千種町343番地サンビレッジ花見川Ｉ棟102号室
破産者　石田　弘美
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９９号
札幌市手稲区富丘６条７丁目６番17号
破産者　有限会社クリエィティブ建築工房
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目９番８号―102号、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区月寒東１条18丁目１―35
破産者　有限会社アクタス設計
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
北海道北見市美芳町９丁目１番20号　マルホニューハイツ２Ｆ８号
破産者　矢木　節子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福島県西白河郡矢吹町大町62番地　ミリオンハイツ３―202、前住所福島県西白河郡矢吹町田町73番地
破産者　奥川　由昭
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
茨城県古河市尾崎705番地の１
破産者　有限会社栃木工業
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９４号
茨城県古河市前林1016番地
破産者　大栄総業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部